

緑地協定の手続き

全員協定 都市緑地法第45条

一人協定 第54条

すでにコミュニティを形成された地域に住むみなさん

相当規模の一団の土地の所有者及び建築物、その他の工作物の所有を目的とする地上権または、賃貸権を有する者

■ 緑豊かな住みやすい街にするための計画等について話し合います。

開発行為などの事業者の方

相当規模の一団の土地で、その所有者以外に土地所有者等が存在しないものの所有者

■ 開発する区域内に緑がある場合は、できるだけ有効に利用できるように検討します。
■ 特色のある、緑豊かな街づくりを計画し、実現できます。

協定の内容

緑地協定では次の内容を定めます。

- 緑地協定の目的となる土地の区域
- 次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの
 - ・ 保全又は植栽する樹木等の種類
 - ・ 保全又は植栽する樹木等の場所
 - ・ 保全又は設置するかき、または柵の構造
 - ・ その他緑地の保全又は緑化に関する事項

- 緑地協定の有効期間（5年以上、30年未満）
- 緑地協定に違反した場合の措置

(第45条第2項)

全員の合意

開発事業者の方が、緑地協定を定めることができます。

認可申請 (第45条第4項)

関係人意見書提出 (第46条第2項)

認可申請 (第54条第1項)

緑地協定の公告・縦覧

公告の日から2週間 (第46条第1項)

- 法令に違反しないこと
- 土地の利用を不当に制限するものでないこと
- 緑地協定の内容が基準に適合するものであること (第47条第1項)

認可

- 第47条第1項各号に該当し、緑地協定が市街地の良好な環境の確保のため、必要であると認められた場合にかぎり。 (第54条第2項)

(第54条第2項)

公告・縦覧

緑地協定の写しを備え、縦覧します。

区域の明示

緑地協定区域を明示する看板を設置します。(第47条第2項)

- 認可の日から協定の効力が発生します。

- 認可の日から3年以内に、協定区域内の土地所有者等が2人以上となった日から有効となります。(第54条第4項)

新たに緑地協定区域内の土地所有者等となった方にも、効力があります。(第50条)

緑地協定区域内に協定締結記念として苗木や草花等を配布します。

緑地協定区域内に住むみなさんと、緑地協定で定めた事項を守り、良好な緑の育成に努めてください。

変更

緑地協定者“全員”の合意

認可申請 (第48条第1項)

変更認可 (第48条第2項)

廃止

緑地協定者“過半数”の合意

認可申請 (第52条第1項)

廃止認可 (第52条第2項)